

薬務に係る変更届の電子申請受付の開始について

姫路市オンライン手続ポータルサイトにおいて、薬務に関する「変更届」の電子申請を開始しました。手続きに関する留意点をまとめていますので、ご確認ください。

1 対象事業

- ・ 薬局
- ・ 薬局製剤製造業
- ・ 薬局製剤製造販売業
- ・ 店舗販売業
- ・ 高度管理医療機器販売業・貸与業
- ・ 管理医療機器販売業・貸与業
- ・ 毒物劇物販売業

2 対象手続

(1) 電子申請可能な対象手続

変更届のみです。

※ 電子申請を利用できない手続き

開設許可（届出）や許可更新の手続きは、従来どおり窓口による手続きとなります。

※ 変更届のうち次の書類が必要な場合も、従来の窓口手続きとなります。

- ・ 資格証（原本）の確認が必要な場合（「(4) 資格証等の添付について」を参照）
- ・ 法人登記事項証明書の添付が必要な場合

(2) 業種ごとの対象可能な手続き

業種ごとの対象可能な手続きは、後掲の＜業種ごとの受付可能な項目＞を参照してください。

(3) 参考事項

ア 控えについて

電子申請では受付済の控えの発行はできません。控えが必要な場合は、従来どおり窓口による手続きをしてください。

イ 資格証等の添付について

- ・ 過去に原本確認済の資格証を添付している場合は、届出書備考欄に「〇〇の資格証は、〇年〇月〇日提出の〇〇店の添付資料で提出済」等と記載のうえ、資格証等の写しの添付が可能です。
- ・ 新規で資格証の確認が必要な場合は原本確認を行うため、電子申請システムでの受付はできません。
- ・ 法人開設者の名称・所在地の変更、業務を行う法人役員の変更については、法人登記事項証明書（原本）の添付が必要であるため、電子申請での受付はできません（管理医療機器販売業・貸与業を除く）。

4 届出方法

検索サイト又は右下のQRコードから「[姫路市オンライン手続ポータルサイト](#)」へアクセスし、ログインの上、必要書類をアップロードして提出してください。

※ 詳しい操作手順は、別添の「姫路市オンライン手続ポータルサイトで入力する場合」をご参照ください。

※ 初めて利用される方は、同サイトトップページの「ヘルプ」内にある「3.3 利用者情報を登録する」を参照のうえ、事前に登録を行ってください。

5 問合せ先

姫路市保健所総務課 医務・薬務担当

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

電話：079-289-1631 メール：hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp



<業種ごとの受付可能な項目>

【薬局、店舗販売業】

- ・ 薬局、店舗の名称（許可証を書き換える場合は別途書換え交付申請が必要です。）
- ・ 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- ・ 通常の営業日、営業時間及び一般用医薬品等販売時間
- ・ 管理者（資格証は、<資格証等の添付について>を参照）
- ・ その他の薬剤師・登録販売者（資格証は、<資格証等の添付について>を参照）
- ・ 管理者、その他の薬剤師又は登録販売者の一週間当たりの通常の勤務時間数
- ・ 管理者の住所
- ・ 兼営事業の種類
- ・ 構造設備の主要部分（住所地の変更は新規開設になります。大規模な構造変更、面積変更等あれば必ず事前に相談してください。）
- ・ 薬局、店舗において販売・授与する医薬品の区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く）

【高度管理医療機器等販売業・貸与業】

- ・ 管理者（<資格証等の添付について>を参照）
- ・ 管理者の氏名又は住所
- ・ 営業所の名称（許可証を書き換える場合は別途書換え交付申請が必要です。）
- ・ 営業所の構造設備の主要部分
- ・ 兼営事業の種類

【管理医療機器販売業・貸与業】

- ・ 届出者の氏名、名称又は住所
- ・ 管理者（特定管理医療機器資格証の原本確認が新規の場合、不可）
- ・ 管理者の氏名又は住所
- ・ 営業所の名称
- ・ 薬事に関する業務に責任を有する役員
- ・ 営業所の構造設備の主要部分
- ・ 兼営事業の種類

【薬局製剤製造販売業】

- ・ 主たる機能を有する事務所（薬局）の名称
- ・ 総括製造販売責任者（管理薬剤師）（<資格証等の添付について>を参照）
- ・ 総括製造販売責任者（管理薬剤師）の住所

【薬局製剤製造業】

- ・ 製造所（薬局）の名称
- ・ 管理者（<資格証等の添付について>を参照）
- ・ 管理者の住所

- ・ 製造所（薬局）の構造設備の主要部分

【毒物劇物販売業】

- ・ 店舗の名称
- ・ 店舗の設備の重要な部分（貯蔵陳列設備など）